

か告示第 161 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年8月3日

かつらぎ町長 山本恵章

1. 字下垣内に編入する区域

大字	字	地番
花園新子	小西	436の一部、河川の一部
	上垣内	86の一部、87の一部、水路の一部、河川の一部

2. 字上垣内に編入する区域

大字	字	地番
花園新子	小西	436の一部、河川の一部

3. 字小西に編入する区域

大字	字	地番
花園新子	下垣内	10の一部、河川の一部
	上垣内	93-3の一部、河川の一部

4. 字タンボに編入する区域

大字	字	地番
花園新子	北原	381の一部、水路の一部
	龍ノ尾	424の一部、424-2の一部、道路の一部、水路の一部

5. 字龍ノ尾に編入する区域

大字	字	地番
花園新子	北原	381の一部、水路の一部
	タンボ	305の一部、306-1の一部、306-3の一部、306-4の一部、306-5の一部、306-7の一部、306-8の一部、307の一部、308の一部、道路の一部、水路の一部

地番については、平成18年5月10日現在のものである。